

小林鷹之からの手紙 Vol.42



衆議院議員 小林鷹之 国政報告

討議資料

自民党千葉二区支部小林鷹之事務所発行
(千葉市花見川区・習志野市・八千代市)

「臨時国会にあたり」

「貿易戦争」が激しくなり、英国

国力を高めるとは？

臨時国会が始まり、国会や党における立場も変わりました。私は、衆議院では経済産業委員会理事、憲法審査会幹事、厚生労働委員会委員、自民党では経済産業部会長代理などを担うことになりました。デフレからの完全脱却のために、予算や税制を含め、更なる経済成長を目指した政策づくりに邁進してまいります。また、時代に相応しい憲法のあり方を、与野党で建設的に議論できるような環境を整えてまいります。

国内外に様々な動きが見られる中で、国益を守り国富の増大を図りつつ、我が国の国際社会における存在価値を向上させるためには、「国力」を高めなければなりません。「国力」とは何か。私の頭の中にある概念を図1に示します。それは国家戦略の根幹を成す「経済戦略」と「安全保障戦略」を車の両輪として遂行することです。このことが国際的発言力や外交力の向上をもたら



①浄化槽推進議員連盟の事務局長として麻生財務大臣に申入れ
②服部八千代市長と共に文部科学省にエアコン設置予算について要望
③熊谷千葉市長と自民党市議団と共に、文部科学省にエアコン設置予算について要望



⑪週末は国政報告、街頭演説 ⑫「平成30年自由民主党千葉県第二選挙区支部党員報告会」を開催 ⑬地元の社会保険労務士の皆様と意見交換 ⑭開成H5年卒の仲間による「小林鷹之応援の会」

第10回 小林鷹之後援会「飛鷹会」朝食勉強会

日本マクドナルドのビジネス転換と変革(仮題)

講師：日本マクドナルドホールディングス株式会社 取締役執行役員 宮下 建治氏
日時：平成30年12月19日(水)
受付・朝食：午前7時30分～
講演：午前8時～9時
場所：ホテルニューオータニザ・メイン 鶴西の間
東京都千代田区紀尾井町4-1

参加ご希望の方は下記の国会事務所までご連絡下さい。

小林鷹之事務所では、定期的に「小林鷹之後援会「飛鷹会」朝食勉強会」を開催しています。

Profile

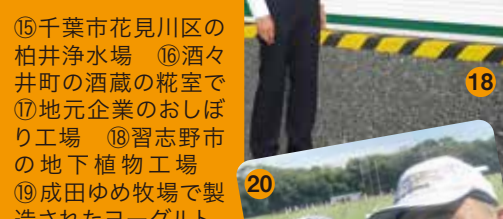
東京大学法学部卒業。ハーバード大学行政大学院修了。財務省課長補佐、外交官を経て現在衆議院議員3期目。前防衛大臣政務官。

Facebook www.facebook.com/hawk.kobayashi
Twitter twitter.com/kobahawk
HP kobayashi-takayuki.jp

〒276-0033 千葉県八千代市八千代台南1-3-5 YYビル1階
TEL047-409-5842 FAX047-409-5843

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館417号室
TEL03-3508-7617 FAX03-3508-3997

国会閉会中に地元の視察。



香澄後援会

コミュニティ助成事業(自治宝くじ助成金)で製作した御輿は、毎年8月の香澄夏まつりにて披露しています。今年も小林鷹之議員と一緒に御輿を担いでくれました。





⑧エネルギー関連企業に同僚議員と視察 右：水中浮遊式海流発電実証試験機「かいりゅう」(IHI) 左：地熱、水力、風力の各発電所(東北電力) ⑨自民党二階幹事長に依頼し、同僚議員と共に八千代市内の小学校の教室・体育館を視察頂く ⑩選挙応援のため沖縄入り(同期の宮崎政久前衆議院議員と)

④TBSニュースバード「～国会トーク～フロントライン」に出演 ⑤「ENERGY for the FUTURE」誌で、山地憲治地球環境産業技術研究機構研究所長(右)、小宮山諒一東京大学大学院准教授(左)と対談 ⑥東京で第9回朝食勉強会開催。講師は富士フイルム株式会社柳原直人執行役員・R&D統括本部長 ⑦自民党青年局国際部長として台湾訪問。蔡英文総統に地元の阿武松部屋の基平、阿武咲関の反物と手形を贈呈



①まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

しかし、今回の政府案の「特定技能2号」は、従来の外国人材受入れ政策とは次元の異なるものです。いわゆる「移民政策」にあたるか否かは、その定義によるとしても、この国のカタチを根本から変えかねない内容だと考えます。

②まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

③まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

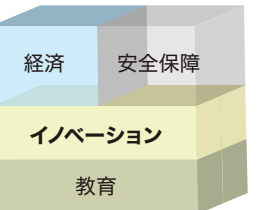
④まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑤まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑥まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑦まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

図1 国力とは…



⑧まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑨まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑩まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑪まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑫まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑬まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑭まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。

⑮まず、「特定技能2号」の在留資格取得者については、いったん入国を認めると、我が国の都合で帰国しない内容だと考えます。